

最低工賃 改正

丹後地区の絹織物業最低工賃が
平成26年10月1日から改正です

守ってくださいね

京都府丹後地区絹織物業最低工賃

- 適用される地域 : 京都府のうち京丹後市、宮津市、舞鶴市、福知山市、綾部市、与謝郡
- 改正される最低工賃: 次の表の各区分に応じ、**10000越**につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格	金額
	織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後染	正絹無地ちりめん(平織)	小幅力織機	タペット	250円
	正絹紋織物(もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。)		36センチメートル以上のもの	340円
先染	正絹着尺	ドビー又はジャカード		600円
染	帯(無地物及び黒共帯を除く)		小幅力織機(両八丁以下)	
		小幅力織機(両十丁以上)		2,000円

詳しくは、京都労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください

京都労働局 賃金室 075-241-3215

京都労働局

西陣織工業組合

丹後織物工業組合